

【第36回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2020年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問2に答えなさい。

問1

X社の法務部の部員甲は、2018年に可決・成立した「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第70号。以下「TPP11整備法」という。）について、同僚乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「著作権の存続期間は、著作者の死後50年から死後70年に延長されました。著作隣接権の存続期間も延長されたのですか。」
- 乙 「はい。TPP11整備法により、実演、レコード、放送、有線放送の保護期間についても、従前はそれぞれの起算点から50年だったのですが、いずれもそれぞれの起算点から70年に延長されました。」
- イ 甲 「演奏・歌唱とレコードは、旧著作権法下では、著作権により保護されていたと聞いたことがあります。TPP11整備法により、それらの保護期間についても20年延長されたのですか。」
- 乙 「いいえ。現行著作権法施行時の経過措置により、最長でも2020年12月31日をもって保護期間が打ち切られることになっていますので、TPP11整備法では延長されませんでした。」
- ウ 甲 「著作権等を侵害する行為は刑事罰の対象となる一方で、その多くは親告罪とされていました。TPP11整備法により、その一部が非親告罪になったのですか。」
- 乙 「はい。所定の要件を充足すれば、著作権者等の告訴がなくても公訴を提起することができるようになりました。これにより、例えば、映画の海賊版をネット配信する行為は、非親告罪となりました。」
- エ 甲 「TPP11整備法により、著作権法の損害賠償に関する規定も改正されたのですか。」
- 乙 「はい。著作権等の侵害に対する損害賠償請求について、その立証負担の低減を図るために、特許法第103条と同様に過失の推定が働くようになりました。よって、著作権を侵害した者は、その侵害行為に過失があったものと推定されます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問2

ソフトウェア制作会社X社の法務部の部員甲は、コンテンツの不正コピーや違法ダウンロード等に関するわが国の法制度について、同僚乙と会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「著作権法は、技術的保護手段の回避を禁止しています。この技術的保護手段とは、具体的にどのような手段のことをいうのですか。」
乙 「いわゆるコピーコントロールのことをいいます。なお、いわゆるアクセスコントロールについては、この技術的保護手段に含まれません。」
- イ 甲 「不正競争防止法は、技術的制限手段を回避する装置等の提供行為を禁止しています。この技術的制限手段とは、具体的にどのような手段のことをいうのですか。」
乙 「いわゆるコピーコントロールとアクセスコントロールの両方を含む保護手段のことをいいます。もっとも、著作物性のないコンテンツについては、その技術的制限手段の回避装置等を公衆に提供したとしても、刑事罰の対象にはなりません。」
- ウ 甲 「2018年の不正競争防止法の改正により、限定提供データも同法による保護の対象となりました。この限定提供データとは、具体的にはどのようなデータのことをいうのですか。」
乙 「ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータで、例えば、船舶のエンジン稼働データ、車両の走行データ、小売販売等のPOS加工データといったものです。なお、情報の選択又は体系的な構成により創作性を有するデータベースについては、著作権法による保護も重疊的に受けられます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

2 デジタル・コンテンツ制作会社の法務部の部員甲と乙が、平成30年の著作権法改正(平成30年法律第30号)について会話をしている。問3～問4に答えなさい。

甲 「平成30年の著作権法改正では、どのような改正が行われたのですか。」

乙 「著作権法第30条の4は『著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用』に対する権利制限として改正されました。情報通信技術の進展等、時代の変化に柔軟に対応できるようにすることを目的としています。」

甲 「もう少し詳しく教えてください。」

乙 「改正後の第30条の4では、

甲 「他にはどのような改正が行われたのですか。」

乙 「例えば、著作権法第47条の4において『電子計算機における著作物の利用に付随する利用等』に対する権利制限として改正されました。また、同法第47条の5において『電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等』に対する権利制限として改正されました。

問3

ア～エを比較して、空欄に入る乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

ア 例えば、美術品の複製に適したカメラやプリンタを開発するために美術品を試験的に複製する行為は権利制限の対象となります。

イ 例えば、人工知能の開発を行うために著作物を学習用データとして収集して利用する行為は権利制限の対象となりますが、収集した学習用データを人工知能の開発という目的の下で第三者に提供する行為は権利制限の対象となりません。

ウ 改正前の第30条の4における『技術開発・実用化の試験のための利用』や、改正前の第47条の7における『電子計算機による情報解析のための複製等』は、平成30年改正に伴い、引き続き権利制限の対象とするとの趣旨の下で、第30条の4に整理・統合されました。

エ 例えば、プログラムの調査解析を目的としてプログラムの著作物を利用する、いわゆる『リバースエンジニアリング』は権利制限の対象となります。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問4

ア～エを比較して、空欄 に入る乙の発言として、最も 不適切 と考えられるものはどれか。

- ア 改正後の第47条の4によれば、例えば、インターネットサービスプロバイダがウィルスや有害情報等のフィルタリングのために行う複製行為は権利制限の対象となります。
- イ 改正後の第47条の4によれば、例えば、著作物が記録されたメモリを内蔵するスマートフォンを新しいスマートフォンに交換する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持することを目的として、古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンのメモリにデータを移行させるために、古いスマートフォンのメモリからデータを削除しつつ複製する行為は権利制限の対象となります。
- ウ 改正後の第47条の5によれば、例えば、大量の論文をデジタル化して検索可能とした上で、学生の論文と照合して盗用がないかをチェックし、学生の論文と比較対象の論文との重複箇所をハイライト表示しながら、両論文全体を表示する行為は権利制限の対象となります。
- エ 改正後の第47条の5によれば、例えば、特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報と併せて、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部分を提供する行為は権利制限の対象となります。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- ③ X社は、インターネット上で誰でも無償でアクセスできる掲示板サービスAを提供することを検討している。問5～問6に答えなさい。

問5

X社の法務部の担当者甲は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）について確認をしている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 掲示板サービスAの提供にあたり、X社はユーザーの書き込みをアップロードする前にすべてチェックしなければ、プロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限を受けることができない。
- イ 掲示板サービスAの利用者が、投稿された書き込みを閲覧したことにより詐欺の被害に遭ったという場合は、プロバイダ責任制限法による開示請求や損害賠償責任の制限の問題とならない。
- ウ 掲示板サービスAへの書き込みにより自らの著作権を侵害されたとする者は、プロバイダ責任制限法に基づいて、X社に差止請求をすることができる。
- エ 掲示板サービスAへの書き込みによって自らの著作権を侵害されたとする者から発信者情報の開示請求を受けた場合、X社は必ず当該請求に応じなければならない。

問6

X社の法務部の担当者甲は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について確認をしている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア インターネット上の掲示板に書き込みを行ったということは、特に二次利用の利用規程を定めていない場合であっても、書き込みの二次利用について明示又は黙示の許諾をしたもの、あるいは権利を放棄したものと考えられる。
- イ 掲示板に掲示されている情報をスクリーンに投影する行為は、これを禁止する旨の特段の意思表示がなければ、権利者の黙示の許諾があると認められる。
- ウ 掲示板に掲示されている情報を紙面上で閲覧するためにプリントアウトする行為は、これを禁止する旨の特段の意思表示がなければ、権利者の黙示の許諾があると認められる。
- エ 掲示板に掲示されている情報を資料として営業活動の一環で社外に配付する行為は、権利者の黙示の許諾があるとは認められない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 4 映画製作会社X社は、小説Aを原作とした実写映画Bを製作することを検討している。小説Aは、SFファンタジーの名作である児童文学作品で、壮大な世界を描いた三部にわたる連作である。小説Aのうち、第1部は1945年、第2部は1947年、そして最終話となる第3部は著作者丙の死後の1975年に、いずれも日本国内で最初に出版された。また、小説Aの著作者丙は日本人である。問7～問9に答えなさい。

問7

X社のプロデューサー甲と法務担当者乙が、小説Aと実写映画Bとの関係について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「丙は、1968年1月に死去しています。実写映画Bの脚本は2017年4月には完成していますが、撮影は2020年10月に開始する予定です。また、公開は2022年4月を予定しています。この場合、丙から著作権を承継した者に映画化することの許諾を得る必要がありますか。」
- 乙 「実写映画Bの脚本は小説Aの二次的著作物と考えられますが、実写映画Bが公表されるのは2019年1月1日以降ですので、許諾を得る必要はありません。」
- イ 甲 「小説Aは名作といわれるだけあって、過去にも一度、実写映画化され、実写映画Cは1990年4月に公開されています。今回、製作しようとしている実写映画Bは、実写映画Cとは別の脚本のもとに製作されるのですが、実写映画Cの著作権者から著作権法上の許諾を得る必要はありますか。」
- 乙 「実写映画Cと実写映画Bは、ともに小説Aを原作とするので、ストーリーやプロット、具体的な表現などに類似の部分が生じる可能性があります。よって、脚本が異なっても、実写映画Cの著作権者から複製又は翻案の許諾を得る必要があります。」
- ウ 甲 「実写映画Bは壮大な作品のため、小説Aを映画化するにあたり、資金調達の面で不安があります。そこで、小説Aの第1部を実写映画Bとして映画化する許諾契約を締結し、実写映画Bがヒットした場合には、小説Aの第2部から第3部について映画化の許諾を得たいと考えています。」
- 乙 「第2部以降の映画化については、オプション契約としておけばよいでしょう。第2部及び第3部については、異なる著作物として許諾契約の目的物とすることができます。」
- エ 甲 「実写映画Bの主要登場人物に大物俳優をキャスティングできるか否かが、この映画のヒットの鍵になると考えていますが、まだスケジュールの確保ができていません。許諾期間については、どのように考えればよいですか。」
- 乙 「映画化することの許諾は、最高裁判例により物権的なものと解されているので、許諾の期間を必ず定める必要があります。従って、余裕をもった許諾期間を設定すべきですね。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問8

X社は、レコード会社Y社が専属で契約しているミュージシャン丁に、実写映画Bに使用する楽曲Dの制作を依頼することとした。そこで、X社のプロデューサー甲と、法務担当者乙が、実写映画Bに録音して使用する楽曲Dについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「楽曲Dの音楽原盤については、X社とY社の共同原盤としたいと考えています。実写映画Bの製作費から音楽原盤制作費を支出し、実写映画Bの音楽監督が収録の業務を行うこととしています。」
- 乙 「X社とY社が楽曲Dの原盤制作に出資した場合でも、当然にはX社とY社の共同原盤とはならないため、別途X社とY社の間で共同原盤とする旨の合意を得る必要がありますね。」
- イ 甲 「実写映画Bのプロモーションのために、楽曲DはテレビCMやネット配信で使用できるようにしたいと考えています。」
- 乙 「ミュージシャン丁がJASRAC等の著作権管理事業者に楽曲の著作権管理を委託している場合は、著作権は著作権管理事業者に信託譲渡等されていますので、楽曲Dをプロモーションで使用する場合も必ず使用料を支払う必要がありますね。」
- ウ 甲 「実写映画Bをモチーフとしたゲームを制作する構想があります。ゲームが制作される場合に、ゲーム内の楽曲として楽曲Dを使用したいと考えています。」
- 乙 「ゲームも映画の著作物に該当するとした最高裁判例もあるため、楽曲Dの原盤について、映画の著作物に録音し複製すると契約書に記載しておけば、ゲームへの録音及び複製の許諾を得ているものといえますので、別途著作権について許諾を得る必要はありませんね。」
- エ 甲 「楽曲Dの歌詞の一部に、小説Aに登場する詩を使用したいと考えています。」
- 乙 「既に小説Aについて映画化の許諾を得ていれば、映画に録音する楽曲の歌詞として詩を使用することについても許諾を得ていると解されます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問9

X社のプロデューサー甲は、小説Aについて、実写映画化以外の利用方法を考えている。ア～ウを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 小説Aには挿絵や図版はなく、登場人物の衣装については、色などが簡潔な言葉で表現されているのみである。実写映画化するにあたっては、X社が依頼した衣装デザイナー戊が具体的なデザインを担当する予定である。戊が衣装のデザインをするにあたっては、法律上、小説Aの著作権者からの複製又は翻案の許諾は不要である。
- イ 実写映画Bのプロモーションとして、ハッシュタグに題名や登場人物の名称を用いてSNSに投稿した人に、実写映画Bにちなんだ商品をプレゼントすることを検討している。ハッシュタグに題名や登場人物の名称を用いることは商標的使用にあたるので、商標権の事前調査を行う必要がある。
- ウ 実写映画Bのスピンオフ作品として、同じ世界を舞台とした短編アニメーションを制作することを検討している。登場するキャラクターの肖像や動きは、実写映画Bの俳優に似せたものとするが、声は使用しない予定である。この短編アニメーションを制作し公表する場合、法律上、何ら当該俳優の許諾を得る必要はない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 5 スポーツ用品店X社は、新たな事業として、健康志向の若い女性が仕事帰りに気軽に立ち寄れる、女性専用のフィットネスジムWの展開を計画している。X社の新事業責任者甲がX社の法務担当者乙に相談している。問10～問11に答えなさい。

問10

X社は、新事業のコンセプトに合う店舗デザインを決定するために、お互いに秘密保持義務を負う内容の秘密保持契約を締結した上で、複数の若手建築家から店舗コンセプトの提案を受けた。店舗コンセプトについて、甲が乙に相談している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

甲 「若手建築家から店舗コンセプトの提案を受けるに際し、書式Aを用いた提案を依頼しました。書式Aは、業界慣行を踏まえ記載すべき事項をシンプルに列記したものであり、わが社が長年使用してきたものです。また、欄外に、わが社が著作権者であることを示す著作権表示を付しています。この書式Aは、著作物として保護されますか。」

乙の発言1 「はい、記載事項をシンプルに視覚化したのであれば、著作物性は認められます。」

甲 「フィットネスジムWの認知度を高めるため、若手建築家から提出された提案書のすべてを一般の人にも参加してもらおう発表会で上映して広く公開し、人気投票を行うことを計画しています。この場合、若手建築家全員から許諾を得る必要がありますか。」

乙の発言2 「一般の方の発表会への参加が無料であれば、提案書の上映について、著作権法に定める営利を目的としない上演等の権利制限規定が適用されます。よって、許諾は不要です。」

甲 「若手建築家からの提案の中に新事業のコンセプトにマッチする店舗コンセプトBとコンセプトHがありました。店舗コンセプトBには設計図が含まれておらず、店舗コンセプトBに基づいて具体的な表現としての店舗を建築することはできません。そこで、店舗コンセプトBをベースにした具体的な店舗設計を建築家丙に依頼したいのですが、問題はありますか。」

乙の発言3 「店舗コンセプトBから具体的な店舗設計ができないのであれば、問題ありません。」

甲 「今後、店舗コンセプトBとコンセプトHの提案をした若手建築家とは別の建築家に設計と建築を依頼する可能性もあります。今後新たに設計と建築を依頼することになった建築家の店舗設計と店舗コンセプトHとがとてもよく似てしまった場合、著作権法上、問題がありますか。」

乙の発言4 「今回提案された店舗コンセプトHを知らずに設計・建築された店舗設計であれば、店舗コンセプトHの複製・翻案等に該当しないため、問題ありません。」

ア 発言1 イ 発言2 ウ 発言3 エ 発言4

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問11

X社は、フィットネスジムWの入会キャンペーンとして、新規入会者が入会后1カ月以内に店舗で自身の画像(以下「自画像」という。)を撮影し、撮影した自画像をSNSに投稿すると入会金の一定額をキャッシュバックする企画を考えている。この企画について、甲は乙に相談している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「各店舗にはフィットネスジムWのマスコットキャラクターCが描かれたパネルを配置した自画像の撮影ブースを設けており、そこで撮影すると、マスコットキャラクターCが自画像に必ず写り込むようになっています。マスコットキャラクターCは、他社からライセンスを受けているものですが、自画像に使用されることについてはライセンス契約書に記載されていませんでした。その場合、別途、許諾を受ける必要がありますか。」
- 乙 「自画像の主な構成部分は新規入会者であって、マスコットキャラクターCが描かれたパネルは著作物における軽微な構成部分になるため、著作権法上の付随対象著作物の利用の権利制限規定が適用されます。」
- イ 甲 「キャッシュバックを受けるためには、新規入会者がSNSに自画像を投稿したことを確認するために、店舗でその投稿を提示してもらう必要があります。店舗では、提示を受けた投稿を写真で記録し、キャッシュバック処理を進めることとなります。新規入会者の肖像権や個人情報について留意が必要なことに加え、自画像の著作権に関して留意すべき点がありますか。」
- 乙 「店舗における新規入会者の投稿を写真で記録することは、著作権法上の複製に該当します。キャンペーンの募集要項に、予めそのような複製に同意した上でキャンペーンに参加してもらうように規定しましょう。」
- ウ 甲 「SNSに投稿してもらった自画像の中から、フィットネスジムWのイメージに合うものを広告に利用したいと考えています。来週、広告制作会社Y社とラフイメージの打合せをする予定です。ラフイメージ段階の自画像を複製して利用することについて、自画像を撮影した著作権者から許諾を受ける必要はありますか。」
- 乙 「社外の者に提示する資料に利用する場合は、著作権者の利益を不当に害することとなり、著作権法上の検討の過程における利用の権利制限規定が適用されないため、必ず許諾が必要です。」
- エ 甲 「著名な芸能人丁がSNSに自画像を投稿していたので、その画像を広告に利用する予定です。何か問題はありますか。」
- 乙 「わが社のキャンペーンに応募するために丁自らが投稿した画像であり、パブリシティ権は放棄されたものと考えられます。よって、丁に無断で画像を利用したとしても、問題はありません。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 6 映像制作会社X社は、映像コンテンツの新規開発にあたって、日本国外のCG制作会社Y社との技術提携を検討している。X社は同様の技術提携をY社を含めた複数の国外CG制作会社と進めることを考えており、各社との協業を具体的に検討するために、次の英文の秘密保持契約案を作成している。問12～問14に答えなさい。

Confidentiality Agreement

This confidentiality agreement (this “Agreement”) is entered into as of July 31 2020(“Effective Date”), by and between X Inc. and Y Inc. regarding the confidentiality of the information disclosed to each other for the purpose of considering the possibility of an alliance between X Inc. and Y Inc.(the “Transaction”) and of executing an obligation created by the contract in relation to this Transaction (the “Purpose”).

Article 1 (Confidential Information)

For the purpose of this Agreement, “Confidential Information” means all information disclosed by one party (“Disclosing Party”) to the other party (“Receiving Party”) for the purpose in any manner or media, whether in writing, or orally. However, the following information shall not constitute Confidential Information.

- (i) Any information that is already in the public domain as of the date of disclosure by Disclosing Party.
- (ii) Any information that has entered the public domain through no fault of Receiving Party after disclosure by Disclosing Party.
- (iii) Any information that is already known to Receiving Party as of the date of disclosure by Disclosing Party.
- (iv) Any information that is independently developed by Receiving Party without reference to or use of any Confidential Information.
- (v) Any information that is legally obtained by Receiving Party without being bound by any obligation of confidentiality from a third party who has a lawful right and is not bound by any obligation of confidentiality to Disclosing Party.

Article 2 (Obligation of Receiving Party)

1. Receiving Party shall appoint a person in charge of managing information and shall manage Confidential Information disclosed by Disclosing Party with due care.
2. Receiving Party shall maintain in confidence Confidential Information and shall not disclose Confidential Information to a third party without the prior written

(次ページに続く)

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

consent of Disclosing Party, provided that Receiving Party may disclose Confidential Information to its officers and employees and attorneys whom Receiving Party retains in connection with this Transaction to the extent necessary for the Purpose.

3. In the event that a third party to whom Confidential Information is disclosed in accordance with the preceding paragraph is not subject to confidentiality obligation by applicable law. Receiving Party shall impose on such third party confidentiality obligations equal to those set forth in this Agreement and ensure full compliance of the same by such third party.

Article 3 (Restriction on Use)

Receiving Party shall not use Confidential Information disclosed by Disclosing Party except for the Purpose.

Article 4 (Copy)

Without the prior written approval of Disclosing Party, Receiving Party cannot make copies of Confidential Information. Information arising from making the copies above shall constitute Confidential Information.

Article 5 (Accident)

1. With regard to the Confidential Information disclosed by the other party, if there is a possibility of a leak accident or occurrence of a breach, both parties promptly report the fact to the other party after taking immediate measures and handle it shall be consulted.
2. In the case of preceding paragraph, both parties shall promptly recover medium containing the leaked Confidential Information.
3. In the case of the accident described in paragraph 1 of this Article occurs due to a breach of this Agreement by Receiving Party and Disclosing Party receives a claim for damages or other claims from a third party, Disclosing Party can reimburse Receiving Party for the cost of the solution to a reasonable extent.

Article 6 (Destruction or Return)

1. At Disclosing Party's request, Receiving Party shall, regardless of whether this Agreement is effective or has already been terminated, immediately return or dispose of, at its own choice and cost, Confidential Information held by Receiving Party or any third party to whom Receiving Party disclosed Confidential Information.
2. At Disclosing Party's request, Receiving Party shall immediately issue to Disclosing Party a document certifying the performance of Receiving Party's obligation under the preceding paragraph.

(次ページに続く)

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

Article 7 (No License, No Warranty)

1. Except for the right to use granted above, no right or license, either expressed or implied, under any Confidential Information is granted hereunder.
2. No representations or warranties of any kind are given by Disclosing Party with respect to the accuracy or completeness of Confidential Information provided.

Article 8 (Export Management)

(略)

Article 9 (No Assignment)

Neither party may assign or transfer any right hereunder, delegate or dispose of any obligations hereunder, or assign or transfer its position under this Agreement without the prior written consent of the other party.

Article 10 (Damages)

(略)

Article 11 (Injunction)

(略)

Article 12 (Term)

1. The effective term of this Agreement shall be from the date of July 31 2022, provided that Article 6,7,10,11 and 13 shall survive the expiration of this Agreement.
2. Unless specifically requested in written form by any party at least 3 months prior to the date of expiration, this Agreement shall be automatically renewed for a period of 2 years, under the same terms and conditions, and the same shall apply thereafter.

Article 13 (Governing law, Jurisdiction)

(略)

Article 14 (Good Faith Consultation)

(以下略)

問12

ア～エを比較して、本契約案の内容説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 秘密情報として管理する情報を明確にするため、秘密とする旨を明示して開示される情報に限定して、秘密情報としている。
- イ 開示時点で既に公知であった情報は、秘密情報に含まれない。
- ウ 開示された情報を使うことなく受領者が独自に開発した情報は、秘密情報に含まれない。
- エ 開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領者が秘密保持義務を負うことなく適法に受領した情報は、秘密情報に含まれない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問13

ア～エを比較して、本契約案の内容説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 受領者は、情報管理担当者を選任して、秘密情報の管理を行わなければならない。
- イ 受領者は、開示者との技術提携に関係する役員や従業員に、秘密情報を開示することができる。
- ウ 受領者は、開示者との技術提携に関係する自らのグループ会社及びその役員や従業員に、秘密情報を開示することができる。
- エ 受領者は、秘密情報を開示した第三者に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課して、それを遵守させなければならない。

問14

本契約案について、X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「秘密保持契約は、一般にどのような場合に締結する必要がありますか。」
- 乙 「協業や提携の検討をする上で、互いに営業秘密を開示する必要がある場合です。」
- 甲 「Y社とは、わが社の映像コンテンツにおいてY社のCG技術を使うための技術提携をしようとしています。わが社から開示する映像コンテンツの設定資料やコンテ、デザインなども、秘密保持契約の対象としなければならないですか。」
- 乙の発言1 「それらはすべてわが社の著作物ですので、ベルヌ条約等の条約を含めた著作権法の保護があります。そもそもY社はそれらを勝手には使えませんから、秘密保持契約の対象とする必要はありません。」
- 甲 「開示する情報は、正確なものである必要がありますか。」
- 乙の発言2 「協業や提携のための情報ですから、正確なものでなければなりません。本契約案でも正確性を保証しなければならないと規定しています。」
- 甲 「開示された情報は複製することができるのですか。」
- 乙の発言3 「映像コンテンツ制作に関する技術提携なので、必要と考えられる範囲であれば複製してよいと考えられます。本契約案でも、制作過程において、いつでも複製することができる」と規定しています。」
- 甲 「情報の返還や破棄を求めることはできますか。」
- 乙の発言4 「契約期間中であつたとしても、破棄や返還のみならず、破棄証明なども求めることができます。」

- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3
- エ 発言4

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 7 モバイルゲームの制作及び販売を行うX社は、Y社が著作権を有する漫画を原作として、モバイルゲームを開発しようとしている。問15～問17に答えなさい。

問15

X社のプロデューサー甲がY社に接触したところ、Y社としてはゲーム化権(漫画を原作としてゲームを制作する権利)に限定しても漫画の著作権を譲渡する意思はなく、利用許諾なら検討するということであった。甲が、X社の法務部部員乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「著作権を譲り受けるのは難しそうですが、利用許諾さえ受けられればゲームの原作として使えますよね。」
 乙 「著作権を譲り受ける場合と同じで、利用許諾契約で明示的に禁止されない限り、必要に応じて自由に改変することができます。」
- イ 甲 「リリースまでに1年くらいかかる予定ですが、Y社からライセンスを受けられたとして、Y社からは利用許諾の期間は3年といわれています。」
 乙 「利用許諾から3年以内にリリースしてしまえば、著作権は消尽しますので、その後も配信を継続することができます。」
- ウ 甲 「国内でゲームがヒットしたら海外版も作りたいのですが、海外向けも含めてライセンスするとなると、使用料はかなり高いようです。」
 乙 「差し当たりライセンスは国内だけに限定して使用料を抑え、Y社が海外向けのゲーム化権についてライセンスする場合に、優先交渉権をもらうことにする方法もあります。」
- エ 甲 「聞いたところでは、この漫画は、もともとフリーのクリエイターが描いたものですが、そのクリエイターがY社に入るタイミングで、Y社はクリエイターの著作権を買い取ったそうです。」
 乙 「既にY社が著作権を有していますので、Y社からライセンスを受ける場合に、そのクリエイター個人との間で権利処理をする必要はありません。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問16

X社のプロデューサー甲が、Y社に信用不安があるという噂を聞き、X社の法務部の部員乙と会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「Y社には著作権を譲渡する意思はないようでしたが、資金繰りに困っている今だったら、著作権の譲渡を検討する可能性があるかもしれませんね。」
- 乙 「Y社から著作権の譲渡を受けて、文化庁に登録しておけば、その後Y社から著作権を譲り受けたと主張する人にも対抗することができます。」
- イ 甲 「Y社のモバイルゲームは評判がよいので、Y社から、著作権だけでなく事業全体を譲り受けてしまってもいいですね。その場合、著作権譲渡について文化庁に登録する必要はありますか。」
- 乙 「事業を譲り受ける方法として会社分割があります。会社分割をする場合は、著作権譲渡について文化庁に登録しなくても、著作権を取得したことを第三者に対抗することができます。」
- ウ 甲 「この漫画は、もともとフリーのクリエイターが描いたもので、著作権法第27条及び第28条の権利を含むフリーのクリエイターの著作権を、Y社で買い取ったそうです。その場合は、そのクリエイターにも協力してもらわないと、文化庁に登録することはできないのですか。」
- 乙 「Y社からX社への移転だけであれば、そのクリエイターに協力してもらわなくても文化庁に登録することができます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問17

X社はY社との間でライセンス契約を締結した。ところがその後、急遽Y社が破産してしまったという情報をX社のプロデューサー甲が聞き、X社の法務部の部員乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「もうライセンス契約を締結して、ライセンス料もY社に全額支払ったのだから、このままモバイルゲームの開発を進めても大丈夫ですよ。」
 乙 「Y社の破産管財人が著作権を第三者に譲渡する可能性があります。場合によっては、破産管財人との間で交渉を行わないと、ゲーム開発が進められなくなる可能性があります。」
- イ 甲 「Y社の破産管財人によれば、著作権を譲渡してもいいということでした。提示された合意書のドラフトでは、『本件漫画に関する著作権等一切の権利を譲渡する』となっているので、問題はないですよ。」
 乙 「譲り受ける場合には、『一切の権利』としておくだけでは特掲の要件を満たさないとされています。その場合、破産管財人には、漫画の翻案権やゲーム化についての原著作者の権利が残るとみなされてしまいます。」
- ウ 甲 「Y社の破産管財人によれば、海外向けのゲーム化権については高額の見合いがあるので、国内向けのゲーム化権の著作権だけであれば譲渡してもよいということでした。」
 乙 「利用許諾の場合とは異なり、著作権を譲渡する場合には、国内向けのゲーム化権に限るというようなことはできないとされています。」
- エ 甲 「Y社の破産管財人によれば、同業のZ社が、わが社と同様に著作権の譲受けを希望しているので、Z社とわが社に持分を2分の1ずつ譲渡することを提案されました。」
 乙 「共有持分があれば、他社へのライセンスはともかく、わが社は自由に使用することができます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

- 8 甲は小説Aを創作し発表した。その後、ノンフィクションライター乙は、甲の半生を追うルポルタージュBを創作し発表した。その中には、小説Aの一節がそのまま転載されていた。そこで、甲は乙に対し著作権侵害を理由として損害賠償請求訴訟を提起することを検討している。問18～問20に答えなさい。

問18

ア～エを比較して、当該損害賠償請求訴訟に関し、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「小説AのうちルポルタージュBに転載された一節が創作性の要件を具備すること」については、甲が証明責任を負う。
- イ 「乙が小説Aの一節を複製する行為を行ったこと」については、甲が証明責任を負う。
- ウ 「小説Aが公表されたものであること」については、乙が著作権法第32条第1項(引用)による著作権の制限を主張する場合、乙が証明責任を負う。
- エ 不法行為の要件である過失については、乙が「乙に過失がなかったこと」の証明責任を負う。

問19

ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲及び乙は、訴訟係属後に口頭弁論期日や和解期日で和解することにより、訴訟を終了させることができる。
- イ 甲及び乙は、訴訟係属中であっても、裁判外で和解することができる。
- ウ 訴訟上の和解は確定判決と同一の効力を有するから、和解の内容に不服があるときは、和解調書の送達を受けた日から2週間以内であれば、控訴することができる。
- エ 甲は、訴えを取り下げることにより訴訟を終了させることができる。但し、判決が確定した後は訴えの取下げはできない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問20

ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権侵害を理由とする差止めの仮処分を申し立てている間は、その本案訴訟を提起することはできない。また、著作権侵害を理由とする本案訴訟が係属している間は、その仮処分を申し立てることもできない。
- イ 著作権侵害を理由とする差止めの仮処分は必要的審尋事件であるため、仮処分命令を発令するためには、原則として口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る必要がある。
- ウ 仮処分が発令されるためには、被保全権利の存在及び保全の必要性が要件となる。但し、立証の程度としては疎明で足り、証明までは不要である。
- エ 仮処分命令が発令された場合、債務者は、保全異議を申し立てることができる。この場合、申立ては、仮処分命令を発した裁判所に対して行う。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

9 問21～問45に答えなさい。

問21

ア～エを比較して、著作物性に関する裁判例の考え方として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 学問的分野における定義の表現は、学問的思想に対応するものとして表現されたものであり、同じ学問的思想に立つ議論をする限り、その定義については同一又は類似の文言を採用するほかはない。定義は学問的思想そのものであり創作性は認められないため、著作物とはいえない。
- イ 著作物と認められるためには、それが思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要であり、誰が創作しても同じような表現となるようなありふれた表現のものは、創作性を欠くため、著作物とは認められない。
- ウ ニュース報道における記事の見出しは、対象となる出来事の内容を簡潔な表現で読者に伝えなければならないが、使える字数にも限界があることから、創作性を発揮する余地はなく、著作物と認められることはない。
- エ 著作物と認められるためには、記述者の思想又は感情の表現が必要であり、もっぱら事実を、格別の評価、思想を入れることなくそのまま叙述する場合は、記述者の思想又は感情を表現したことにならず、創作性を認めることができず、著作物とは認められない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問22

次の文章は、「ゴナ書体事件」(最高裁平成12年9月7日第一小法廷判決)の判決文の一部である。ア～エを比較して、空欄[1]～[3]に入る語句又は文章の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して[1], [2]と解するのが相当である。・・・(中略)・・・この印刷用書体を用いた小説, 論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり, これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり, 既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作し又はこれを改良することができなくなるなどのおそれがあり・・・(中略)・・・著作物の公正な利用に留意しつつ, 著作者の権利の保護を図り, もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。また, 印刷用書体は, 文字の有する情報伝達機能を発揮する必要があるために, 必然的にその形態には一定の制約を受けるものであるところ, これが一般的に著作物として保護されるものとする, 著作権の成立に審査及び登録を要せず, 著作権の対外的な表示も要求しないわが国の著作権制度の下においては, わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり, [3]が予想される。

- ア [1] = 区別がつく程度の独創性を備えていれば足りるものの
- [2] = 美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない
- [3] = それぞれの保護範囲が狭いため, 権利の実効性が乏しいとの批判
- イ [1] = 区別がつく程度の独創性を備えていれば足りるのであり
- [2] = 美術鑑賞の対象となり得る美的特性までを備えている必要はない
- [3] = 権利関係が複雑となり, 混乱を招くこと
- ウ [1] = 顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であるものの
- [2] = 美術鑑賞の対象となり得る美的特性までを備えている必要はない
- [3] = 権利関係が複雑となり, 混乱を招くこと
- エ [1] = 顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり
- [2] = かつ, それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない
- [3] = 権利関係が複雑となり, 混乱を招くこと

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問23

ア～エを比較して、著作権等管理事業法に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 個人事業主は、文化庁長官に所定の登録申請書を提出すれば、この法律に基づく著作権等管理事業を行うことができる。
- イ 管理事業者は、過去に許諾した著作物の使用料を支払わなかった利用者から別の著作物の利用許諾を求められた場合、当該利用許諾を拒むことができる。
- ウ 管理事業者は、利用者が著作者の著作者人格権を侵害する方法により利用を行おうとする場合や、著作者の名誉又は声望を害する方法により利用を行おうとする場合、取り扱っている著作物の利用の許諾を拒むことができる。
- エ 1つの楽曲について、一部の支分権だけを著作権等管理事業者に管理信託することもできる。

問24

映画の資金調達を行う場合には、集団投資スキームに関する投資家保護のため金融商品取引法による規制を受けることになる。ア～エを比較して、映画製作に対する金融商品取引法の規制として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画等のコンテンツの資金調達に際して、組合を組成して広く一般に出資を募る場合、金融商品取引法により第二種金融商品取引業者の登録があれば可能である。
- イ 映画の製作委員会のように出資者の全員が、映画の製作・配給等の実際の事業に参加している場合には、金融商品取引法の適用除外とすることができる。
- ウ 映画事業に投資を行うのみの金融投資家であっても、映画事業を行っているものとして金融商品取引法の適用除外として認められている。
- エ 寄付型・購入型クラウドファンディングなどのように出資額を超えるリターンを受ける権利がない出資は、投資型クラウドファンディングとは異なり、金融商品取引法は適用されない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問25

放送事業会社X社の事業部の部長甲は、法務部の部長乙と、著作隣接権について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「著作隣接権は、誰に与えられる権利ですか。」
- 乙の発言1 「実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられる権利で、いずれの権利も個人のみならず法人にも与えられます。」
- 甲 「レコード製作者と放送事業者とは、具体的にどのような者ですか。」
- 乙の発言2 「レコード製作者とは、レコード等の音源に固定されている音を最初に固定した者です。放送事業者とは、放送を業として行う者です。いずれも業として行っていれば、法人だけでなく、個人も権利の主体となることができます。」
- 甲 「実演家、レコード製作者、放送事業者は、具体的にどのような権利を持っており、どのような権利処理が必要となりますか。」
- 乙の発言3 「実演家は、録音権、録画権、放送権、有線放送権、送信可能化権、譲渡権、商業用レコードの貸与権などの財産権を、レコード製作者は、複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権、伝達権などの財産権を、放送事業者は、複製権、再放送権、有線放送権、送信可能化権、伝達権などの財産権を持ちます。従って、これらの財産権についての権利処理を行えば足りります。」
- 甲 「レコード製作者には、放送権や有線放送権はないのですね。では二次使用料はどうなりますか。」
- 乙の発言4 「レコード製作者には、放送権や有線放送権はありません。その代わりに、レコード製作者は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送について、二次使用料を受け取る権利を持ちます。なお、実演家の許諾を得て作成された商業用レコードを用いて、実演の放送や有線放送が行われた場合、実演家は、二次使用料を請求する権利を持ちます。」
- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3
- エ 発言4

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問26

芸能プロダクションX社に所属するシンガーソングライター甲は、2019年にレコード会社Y社が主催する野外音楽フェスティバルに出演した。この野外音楽フェスティバルの終了後、甲とX社の法務担当者乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「私が作詞作曲しレコード会社Y社から発売した楽曲Aを、私がギターの弾き語りで歌っていた時に、ある観客がスマートフォンを用いて無断で私を撮影していました。この観客がSNSに無断でその映像をアップロードした場合、Y社は、これを差し止めることができますか。」
- 乙 「Y社は、楽曲AについてY社が有するレコード製作者の権利を侵害するものとして、その無断アップロードを差し止めることができます。」
- イ 甲 「この野外音楽フェスティバルは、全国各地の映画館に生中継され、有料で上映されました。その歌唱シーンを映画館の観客が盗撮し、SNSに無断でアップロードした場合、私は、これを差し止めることができますか。」
- 乙 「SNSに無断アップロードされた映像は、あなたの実演家としての権利を侵害するものとして、その無断アップロードを差し止めることができます。」
- ウ 甲 「Y社は、この野外音楽フェスティバルを録音したライブ盤CDを2020年秋頃に発売する予定です。この場合、私の実演に係る著作隣接権の存続期間はいつから起算することになりますか。」
- 乙 「そのライブ盤CDの発行が行われた日の属する年の翌年から起算することになります。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問27

今年は国際的なスポーツイベントAが日本で開催されるため、タクシー会社X社では、タクシーの利用者が増加することを見込んでいる。X社のマーケティング担当者甲は、イベントAの開催にあわせてタクシーサービスの宣伝広告を考えることになった。宣伝広告について、甲は、法務部の部員乙に相談している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「イベントAの観客には、是非ともわが社のタクシーを利用してもらいたいのので、車体にイベントAのロゴマークBを付したいと考えていますが、何か問題がありますか。」
乙 「イベントAは、広く国民が楽しめるように計画された公共性の高いイベントです。ロゴマークBに著作物性がなく、タクシーサービスを指定役務とした商標権が取得されていなければ、問題はありません。」
- イ 甲 「ロゴマークBとわが社の情報を載せたウェットティッシュを販促物として作成し、わが社のタクシーの利用者に配布したいと考えていますが、何か問題がありますか。」
乙 「イベントAは、広く国民が楽しめるように計画された公共性の高いイベントです。ロゴマークBに著作物性がなく、ウェットティッシュを指定商品とした商標権が取得されていなければ、問題はありません。」
- ウ 甲 「イベントAを見に行く利用者のために、わが社の社員がイベントAのいくつかの試合の観戦に行き、観戦する試合を動画撮影し、撮影した動画をわが社のウェブサイトで公開しようと考えていますが、何か問題がありますか。」
乙 「チケット購入時の規約等で、試合の動画撮影が禁止されている場合があります。無断で動画撮影すると契約違反になる可能性があるので、チケット購入時の規約等の確認が必要です。」
- エ 甲 「私も試合を観戦し、動画撮影をしようと思っています。撮影した動画を個人ブログに公開する場合、何か問題がありますか。」
乙 「私的使用目的の動画撮影の場合、著作権法の権利制限規定の方が、動画撮影を禁じた規約よりも優先しますので、問題ありません。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問28

映像制作会社X社は、架空の巨大怪獣「チザイ」をテーマとした5分程度の映像コンテンツを自社で制作し、これをシリーズ化して毎週金曜日に動画投稿サイトで公開する計画である。X社のプロデューサー甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「この映像コンテンツは、わが社に所属する複数のディレクターにより手分けして制作されます。ディレクターの中には、わが社との間に雇用関係のないフリーランスの個人事業主も存在します。このフリーランスのディレクターが制作にあたったものを職務著作に該当させることは可能ですか。」
- 乙 「彼らは、実質的にみれば、わが社の指揮監督下で労務を提供するという実態にあり、彼らに支払う金銭は労務提供の対価であると評価できそうですが、彼らとの間に雇用関係はありませんので、職務著作に該当させることはできません。」
- イ 甲 「この映像コンテンツが職務著作に該当しない場合でも、ディレクターたちは制作に参加することを約束していますので、少なくともその著作権については、映像コンテンツの完成と同時にわが社に帰属すると考えてよいですか。」
- 乙 「はい。もっとも、映像コンテンツが完成しなければ、ディレクターに著作権が帰属するという考え方もありますので、制作が途中で頓挫する場合などに備えて、その著作権は発生と同時にわが社に移転する旨を取り決めておくのが望ましいと思います。」
- ウ 甲 「巨大怪獣『チザイ』に人気が出てきたところで、このキャラクターを用いた商品化事業を展開していきたいと考えています。仮に『チザイ』という先行商標が存在する場合、将来の商品化事業に支障をきたしますか。」
- 乙 「キャラクターの名称としての使用は、そのキャラクターの風貌や性格を指し示すものですので、いわゆる商標的使用にはあたりません。従って、商標権の効力は及びませんので、商品化事業に支障をきたすことはありません。」
- エ 甲 「巨大怪獣『チザイ』というキャラクターを用いた商品化事業に備え、『chizai』という文字列でドメイン名を取得しようと思います。仮に『chizai』という文字列のドメイン名でECサイトを開設し、そこで営業をしている者が存在する場合、何か問題がありますか。」
- 乙 「不正競争防止法上、図利加害目的が認められた場合には罰則の適用があります。よって、『chizai』と同一の文字列のドメイン名で営業する者が存在しないか、入念な調査が必要です。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問29

国宝を始めとする貴重な歴史資料を多く保有する古刹であるX寺では、外国からの観光客が急増している。X寺は、自寺の歴史や保有資料の説明を写真と共に多言語でわかりやすく紹介するアプリケーションの開発を企画している。アプリケーション開発について、プログラマーでもある僧侶甲は、知的財産管理技能士を目指している住職乙に相談している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「アプリケーションに利用しようとしている写真画像の多くは、著名な写真家である丙に撮影してもらい寄贈を受けたアナログ画像をデジタル化したものです。デジタル化することは問題ですか。」
- 乙 「寄贈を受けたアナログ画像をデジタル化することは、著作権法上の複製に該当するのですが、被写体となっている仏像、書、建築物等の多くは、平安期に創作されたものであるため、著作権法上の懸念はなく、問題ありませんね。」
- イ 甲 「書を外国人に理解してもらうため、翻訳家に依頼し、書の内容を多言語に翻訳してもらいます。翻訳家と契約するに際し、留意すべき事項はありますか。」
- 乙 「将来の翻訳物の利用に制約を受けないように、翻訳物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の特掲を含む）の譲渡を受ける旨と、将来も含めた利用方法に制限がないことを明確にする旨を含んだ契約を締結することが望ましいですね。」
- ウ 甲 「利用したい写真画像の中に、著作権者が不明な著作物があります。手続はどのようにすればよいですか。」
- 乙 「裁定を利用することができます。従来は、著作権者が不明な場合、文化庁が定める額の担保金の供託が必要でしたが、現在では、いかなる場合も供託は不要です。」
- エ 甲 「X寺では、年間2回、現代アートの企画展を開催しています。現在開発中のアプリケーションには、企画展で展示する美術品の解説・紹介のために、その美術品のサムネイル画像を組み込んで提供したいと考えています。この場合、同一性保持権又は翻案権の侵害になりますか。」
- 乙 「サムネイル化するのであれば、どのような改変を加えたとしても、同一性保持権侵害にも翻案権侵害にもなりません。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問30

映画会社X社は、いまだかつてVOD（ビデオ・オン・デマンド）やEST（エレクトリック・セル・スルー）などの動画配信利用に供したことの無い旧作の映像コンテンツを、初めて外資系の動画配信事業会社Y社に販売することとなった。X社のデジタル・コンテンツ営業部に所属する甲と法務部に所属する乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

※VOD（ビデオ・オン・デマンド）：レンタル型動画配信

※EST（エレクトリック・セル・スルー）：ダウンロード型動画配信

- ア 甲 「X社が製作しその著作権の全部を有する劇場用映画Gを、Y社に販売します。この映画の監督は既に亡くなっていて、生存する唯一の肉親は監督の甥だけです。今回、Y社の求めに応じて、この映画の一部をカットするのですが、カットすることについて甥の同意を得る必要はありますか。」
- 乙 「著作者の死後であっても、その遺族は、著作者人格権の侵害となるべき行為があったことを理由として、差止め等を請求することができます。しかし、その請求をすることができる遺族の範囲には、原則として甥は含まれませんので、遺言による別段の定めがなければ、甥の同意を得る必要はありません。」
- イ 甲 「X社が製作しその著作権の全部を有するテレビ映画Hを、Y社に販売します。このテレビ映画には、最近人気の音楽家を書き下ろした主題歌が使用されていますが、その著作権については、テレビ放送の場合と同様に、Y社とJASRAC等との包括契約により権利処理がなされますか。」
- 乙 「外資系の動画配信事業会社の場合は、JASRAC等ではなく、日本レコード協会との間で締結している包括契約により音楽著作権の権利処理がなされます。」
- ウ 甲 「X社が製作しその著作権の全部を有する劇場用映画Mを、Y社に販売します。この映画には、国内外で現在活躍中のピアニストが演奏した劇伴（映画やテレビドラマの場面に合わせて映像の背景に流す音楽）が使用されていますが、その実演については、テレビ放送の場合と同様に、Y社とCPRA（実演家著作隣接権センター）との包括契約により権利処理がなされますか。」
- 乙 「外資系の動画配信事業会社の場合は、CPRAではなく、ARMA（映像コンテンツ権利処理機構）との間で締結している包括契約によりレコード実演の権利処理がなされます。」
- エ 甲 「X社が幹事会社として製作委員会方式で製作しその著作権の60%を有する劇場用映画Nを、Y社に販売する予定です。当時の製作委員会契約を確認したところ、動画配信利用の窓口が明確に定められていませんが、この映画をY社に販売することについて、委員会各社の合意を得る必要はありますか。」
- 乙 「委員会各社の合意を得る必要がありますが、仮に合意が得られなかったとしても、民法の規定によれば、最終的には持分の過半数で決することとなりますので、事実上わが社の一存で販売の可否を決めることができます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問31

放送局X社は、素人参加型の音楽バラエティ番組「次世代のリアルポップスターを探せ！」の制作を企画した。この番組は、オーディションで選ばれた出演者が、路上ライブ形式で、人が多く集まる場所でヒットソングの歌唱を披露し、通りすがりの人が実際に入れた得点で勝敗を競うという内容である。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 16歳である甲が、オーディションによって出演者の一人に選ばれた。甲の両親は婚姻中なので、出演契約を締結する上では、両親のどちらか一方の同意をとっておけば、後に取り消されることはない。
- イ 番組では、番組側がすべて権利処理済の楽曲リストを事前に出演者に見せ、その中から出演者が好きな曲を選ぶスタイルが取られており、出演者が個別に権利処理を行う必要はないと説明されていた。ところが、出演者乙が歌唱した楽曲Aは、その曲・歌詞ともに、一切の著作権管理を作詞作曲家丙本人が行っているものであったが、番組担当者のミスで、一切の権利処理ができていなかった。この場合、乙は放送については責任を負わないが、不特定多数の観衆の中で無断で歌唱行為を行った本人である以上は、その歌唱行為に関して、丙から著作権侵害(演奏権侵害)に基づく損害賠償請求がなされた場合、免れることはできない。
- ウ 国内大手の有料衛星放送局Y社から、自社の加入キャンペーン期間の目玉番組としてこの番組を放送したいと打診があったので、X社とY社は番組販売に関する契約を締結した。ところが、X社の編集作業が間に合わず、契約の対象となっていた放送回の素材の納品を、Y社のキャンペーン期間に間に合わせることができなかった。X社とY社との契約において、無催告解除ができる旨の定めが特にない場合にはY社は契約の即時解除はできず、一度X社に対して履行の催告をした後、契約の解除ができるようになる。
- エ X社は、すべての番組出演者との間で、様々な内容を盛り込んだ出演契約を締結していた。ところが、番組出演者丁が大手芸能事務所Z社の目に留まりスカウトされ、丁はZ社所属の歌手となった。このとき、X社はZ社に対して、X社と丁との出演契約に定められた各条件を、当然に守るよう求めることはできない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問32

映像制作会社X社は、自社の社員ディレクターだけでなく、複数の外部のディレクターとも一定期間の演出(役務)業務の委託契約を締結している。当該演出業務委託契約では、契約期間中のディレクターの報酬は、演出を担当した映像作品ごとに、その作業実績に基づいた金額が支払われることとなっている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ディレクター甲は、演出業務委託契約に基づきX社のディレクターとして業務を行っている。甲は、まだ世に出ていない若手にもっと経験を積ませるため、自己の演出業務の一部を、外部のフリーディレクター乙に再委託したいと考えた。X社と甲の演出業務委託契約書には再委託の可否に関する条項がない場合、甲は再委託を行う上でX社の承諾を得る必要はない。
- イ ディレクター丙は、演出業務委託契約に基づきX社のディレクターとして業務を行っている。丙は、自己の業務の遂行上必要な物品を購入した。X社と丙の演出業務委託契約において必要物資購入費等の必要経費に関する条項がない場合、丙がX社に対して支払を求めることはできない。
- ウ X社は、ディレクター丁と来年末まで演出業務委託契約を締結しているが、人件費の高騰によって財政が厳しくなったことを受け、今月いっぱい解約することを考えている。現在丁は特に作品を担当しておらず、未精算の立替経費もない。この場合、本来来年末までの継続的契約であり、その間に新たな作品を担当して報酬を受領する機会が失われる以上、X社は何の補償もなく一方的に丁との契約を解約することはできない。
- エ ディレクター戊は、演出業務委託契約に基づきX社のディレクターとして、X社が大手映画会社から制作発注を受けた劇場用映画Cの演出業務を担当していた。ところが、戊は制作中に不慮の事故で大怪我を負ってしまい、降板することになった。そのため、X社の社員であるディレクターが残りの演出業務を引き継ぎ、戊が演出を担当した映像も使いながら劇場用映画Cを完成させた。このとき、戊は自らが作業した部分に相当する報酬を受け取ることができる。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問33

イベント運営会社X社は、国際的なフードイベントを開催するにあたり、イベントロゴ「A」のデザイン制作をデザイン会社Y社に委託した。X社は、Y社が納品するデザインをもとに大会の宣伝物やグッズなどを生産する予定で準備していたが、Y社は納期までにデザインを完成させることができず、X社は、やむを得ず、急遽別のデザイン会社Z社に「A」のデザイン制作を依頼した。ア～ウを比較して、X社の法務担当者の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、X社とY社間の契約では、債務不履行に関する特別な定めはなかったものとする。

(この問題には選択枝エはない)

- ア 「わが社はY社に報酬を前払いしていましたが、Y社との契約を解除した上で、Y社から報酬全額の返金を受けました。従って、わが社がこれ以上重ねてY社に損害の賠償を求めることはできません。」
- イ 「わが社は他にもY社に対してデザイン『B』の制作を依頼していますが、その報酬をY社に払わなければならない期限は1カ月先のことです。従って、今の時点では、Y社はデザイン『B』に関する報酬があることを理由に、わが社からの損害賠償請求について相殺を主張することはできません。」
- ウ 「Z社のデザインに海外在住のデザイナー甲の著作権を侵害する部分が見つかったとの報告を受けましたが、そもそもZ社に依頼することになったのは、Y社が怠慢で納期が守られなかったことに起因します。従って、わが社が甲に対して著作権侵害に基づく損害賠償金を支払った場合、その損害賠償に相当する金額をわが社の損害として、Z社のみならず、当然Y社に対しても請求することができます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問34

プロミュージシャン甲は、友人乙から、ある無料動画サイトAに甲のシークレットライブの映像がアップロードされていると聞いた。甲が無料動画サイトAにアクセスしてみると、確かに自分がライブハウスで歌った時の映像が無断でアップロードされていることが確認できた。そこで甲は、投稿者に対して警告書を送付することを決意し、乙に相談したところ、まずはプロバイダ責任制限法に基づく開示請求により、投稿者を特定することが必要であることがわかった。ア～エを比較して、甲による開示請求の根拠として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、当該ライブのチケットには、無断録画と無断アップロードを禁止すると明記されており、また、甲がシークレットライブで歌った楽曲は、すべてカバー曲であり、甲が創作したものではない。

- ア 著作者人格権
- イ 録音権及び録画権
- ウ 送信可能化権
- エ 肖像権

【第36回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問35

図1は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口が2004年～2018年の間に受け付けた相談案件2583件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなもの2481件につき、知的財産権・関連法令別の割合を示したものである。図2は、2018年に受け付けた相談案件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなもの322件につき、知的財産権・関連法令別の割合を示したものである。図3は、2018年に受け付けた相談案件のうち、対象となる商品の種別が明らかなもの119件につき、商品分野別の割合を示したものである。これらの図を見ながら、X社の法務部の甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（出典：「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」，政府模倣品・海賊版対策総合窓口，2019年6月。なお，出題のため一部変更している。）

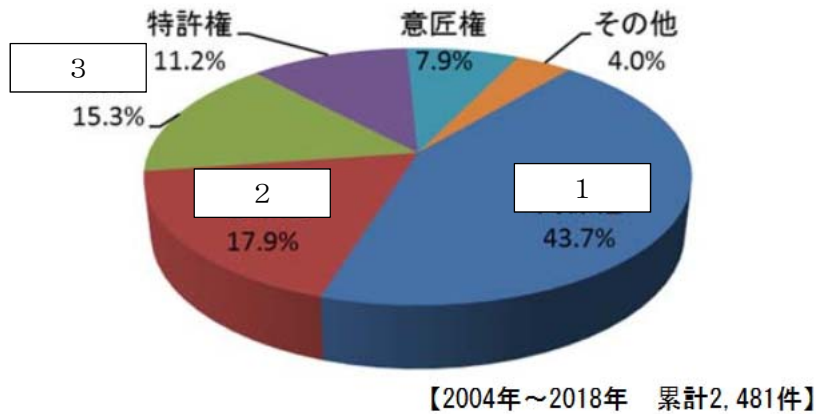


図1 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合（2004年～2018年の累計）

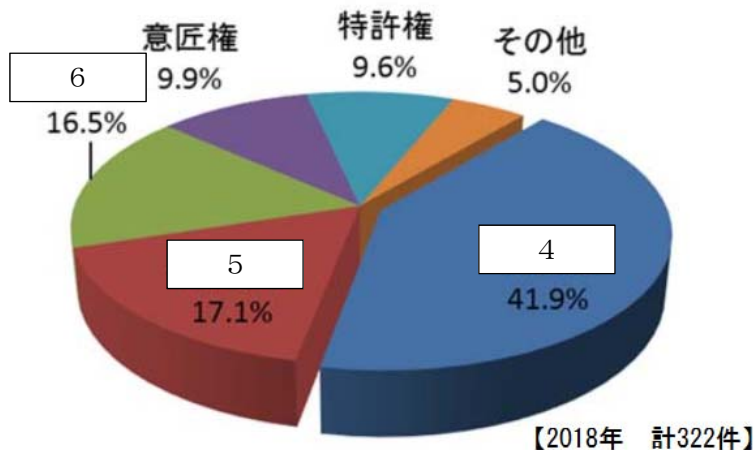


図2 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合（2018年）

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

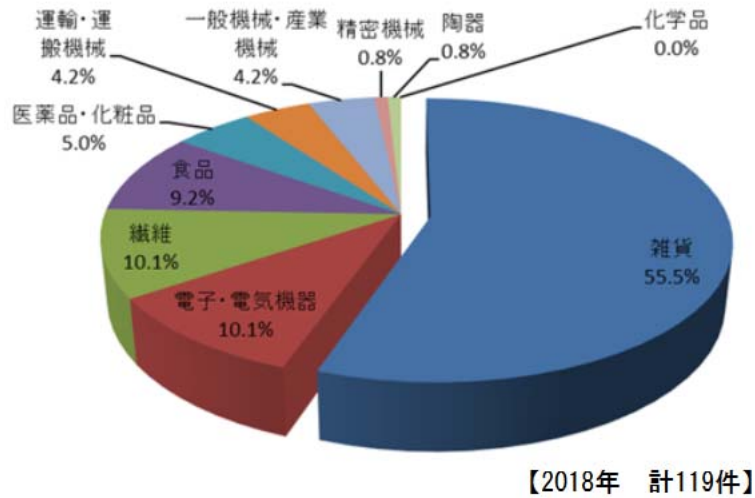


図3 商品分野別の相談案件の割合（2018年）

- ア 甲 「図1の と図2の に入る知的財産権・関連法令は何ですか。」
 乙 「いずれも商標権であり、2004年から2018年の累計件数も、2018年の件数も、最も多いものとなっています。」
- イ 甲 「図1の と に入る知的財産権・関連法令は何ですか。」
 乙 「図1の は著作権、 は不正競争です。」
- ウ 甲 「図2の と に入る知的財産権・関連法令は何ですか。」
 乙 「図2の は著作権、 は不正競争です。」
- エ 甲 「図3を見ると、商品分野別としては、雑貨が最も多いですが、2018年の知的財産権・関連法令の相談件数の割合にはどのような傾向があったのですか。」
 乙 「2018年の権利別相談件数は、不正競争関連の割合が増加しました。不正競争に関する相談の中では、不正競争の類型の1つである商品形態の模倣（デッドコピー）に関する内容が多く、意匠権に関する相談とあわせて、商品形態の模倣被害が権利者にとって深刻となっていることがうかがえます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問36

日本の映画製作会社X社は、中国で公開予定の映画作品を、中国から来日する中国人スタッフ等を使って日本で2カ月間撮影するために、製作費の予算策定を行っている。X社のラインプロデューサー甲と経理担当者乙が、報酬に関する源泉税の税務上の取扱について会話をしている。ア～ウを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

※ラインプロデューサー：スケジュールや予算が予定通りに行われているかをチェックし、製作工程を調整する人

- ア 甲 「中国で有名な中国人俳優丙に対して支払われる出演料については、源泉税は課されませんか。」
 乙 「俳優丙は日本の税務上は非居住者なので、日本での撮影に関する出演料は日本国内源泉所得として、20.42%の源泉税が課されます。」
- イ 甲 「X社と中国人出演者丁との間の契約書において、日当の支給が規定されています。この場合、源泉税はどうなりますか。」
 乙 「中国人出演者に対する日当の支給は、源泉税の課税対象になりません。」
- ウ 甲 「中国から来る俳優のサポートのためにスタイリングやメイクを行う中国のスタッフにも報酬を支払うこととなります。この支払に関しても源泉税は課されますか。」
 乙 「日本国内法では、中国のスタッフに対しても、非居住者に対する日本国内源泉所得として、20.42%の源泉税が課されます。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問37

日本のIT企業であるX社は、中国企業Y社と共同でソフトウェアを制作するか、又は自社単独で制作したソフトウェアを中国に輸出することを計画している。X社の役員甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 甲 「中国でソフトウェアを保護するための主な法令は何ですか。」
 乙 「中国では、ソフトウェアは、著作権法に加え、著作権法の特別法であるコンピュータソフトウェア保護条例等でも保護されます。」
- イ 甲 「仮に当社が単独で制作したソフトウェアを中国に輸出した場合、わが社のソフトウェアは中国でも著作権で保護されますか。」
 乙 「中国もベルヌ条約等の著作権に関する国際条約に加盟しているため、内国民待遇によりわが社のソフトウェアは中国でも著作物として保護されます。」
- ウ 甲 「中国での権利行使をスムーズにするために、ソフトウェア自体の著作権登録をすることはできますか。」
 乙 「ソフトウェアの譲渡や利用許諾の登録だけでなく、ソフトウェア自体の著作権登録をすることも可能です。また、著作権登録書類は登録事項の初歩的証明となるとされています。」
- エ 甲 「中国では著作権に関する訴訟実績はありますか。」
 乙 「中国では商標に関する訴訟実績は多いのですが、著作権に関する訴訟はほとんど提起されていないのが実態です。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問38

日本の出版社X社は、日本で製作した映画のDVDを中国で発売することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務部担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 映画のDVDを中国に輸出する際には、中国に会社登記を有する、出版物の輸入経営の許可を得た業者に対して、行政機関で内容審査を受けることを委託する必要がある。
- イ 映画のDVDが中国で発売された後において、権利者に無断で第三者に対し貸与することは、著作権侵害となる。
- ウ 中国においては多くの海賊版が流通しているが、税関での差押えが中国からの輸出時にのみ可能であり、中国への輸入時にはいかなる場合にも差押えができないことも一因であるといわれる。
- エ 映画のDVDの著作権が侵害された場合には、著作権を主管する行政機関は、事案が重大な場合は、権利侵害行為の停止、違法所得の没収等が可能であると共に、主に権利侵害複製品の製作に用いられた材料・設備等を没収することもできる。

問39

日本国内の地上波テレビで放送されたアニメ番組に関して、中国本土の動画配信会社X社から、同作品の製作委員会の幹事会社であり、かつ海外販売の窓口権を有する日本のテレビ局Y社に対し、動画配信を希望する旨の連絡があった。Y社の法務部の部員甲がX社から送られてきた契約書案を確認してみたところ、紛争解決機関としてX社の本店所在地を管轄する中国の裁判所が指定されていた。甲は、Y社及びY社が幹事会社を務める製作委員会の利益を保護するために、紛争解決機関についてどのように対応すべきか検討している。ア～ウを比較して、執行可能性の観点から、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、当該中国企業は日本国内において特に資産を有していない。(この問題には選択枝エはない)

- ア 日本の地方裁判所を紛争解決機関として提案する。
- イ 紛争解決機関に関する条項全体を削除する。
- ウ 裁判所ではなく仲裁機関を紛争解決機関として指定する。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問40

広告代理店に勤務する甲は、靴メーカーX社の靴の写真Aを、スポンサー企業Y社の広告用のポスターに使用することを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 写真AにX社が有する登録商標が写っている場合、写真の使用態様によっては、商標権侵害が成立する。
- イ 写真Aに写っている靴の形態がX社の商品として極めて著名である場合、写真の使用態様によっては、当該靴のパブリシティ権の侵害となる。
- ウ 写真Aに写っている靴の形態がX社の商品として極めて著名である場合、写真の使用態様によっては、不正競争行為に該当する。
- エ 写真Aが第三者の撮影した写真である場合、写真Aを使用するためには当該第三者の許諾を得なければならない。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問4 1

欧米での映画製作の現場における製作経理業務は、外資系配給・配信会社からの要請もあって、日本でもニーズが大きくなってきており、製作経理業務のみを請け負う会社もある。ア～エを比較して、製作経理業務の機能、責任についての説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 製作経理は、1週間に1度、2週間に1度等の予め定められた頻度で、実際に支払の行われた金額の累計、発注済の未払金額の累計、今後生じると見込まれる金額の集計を行い、現時点での見込合計製作費を記載したコストレポートを製作関係者に対して報告することである。
- イ 映画ビジネスにおけるリスクの1つとして、製作費の予算超過による失敗があげられる。このようなリスクを避けるため、欧米の映画製作者は製作経理を導入している。
- ウ 製作経理会社に委託する場合、予算超過額が生じた際は、その超過額を負担する責任を製作経理会社が負う。
- エ 欧米のインディペンデント映画の製作において、製作会社が配給に関するミニマムギャランティを担保に銀行から融資を受ける場合には、完成保証と製作経理は重要な存在といえる。

問4 2

ア～エを比較して、フランスの著作権法（知的財産権法第1部）に関するX社の法務部の部員甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「著作権の存続期間は、原則として、作者の生存中及びその死後50年です。」
- イ 「米国で採用されているフェア・ユースの法理が採用されているため、著作権の権利制限については規定されていません。」
- ウ 「著作物の題号は、著作物として保護されることはありません。」
- エ 「追及権という権利が規定されており、この権利は、美術市場の専門家が売り手、買い手又は仲介者として介入する場合において、作者又はその権利承継人が行う最初の譲渡の後の著作物のいずれの販売の収益にも関与する譲渡不能の権利です。」

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問43

ユニフォームを作製しているX社は、代理店から米国でもX社のユニフォームを販売したいとの話を受け、米国での販売展開を検討している。X社の法務部の部員甲は、応用美術に関する米国での著作権の保護について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 応用美術 (applied art) が保護される場合もあるが、応用美術の保護は判例法上の考え方であり、米国著作権法上、応用美術 (applied art) の保護については規定されていない。
- イ 応用美術 (applied art) は、純粋美術 (fine art) と同視できる場合にのみ、著作物として保護される。
- ウ 応用美術 (applied art) と純粋美術 (fine art) の保護については、特に区別することなく、実用品 (useful article) のデザインについても、通常の絵画、図形又は彫刻の著作物と異なることなく保護される。
- エ 実用品 (useful article) のデザインについて、そのデザインが物品の実用面から分離して識別でき、かつ、独立して存在し得る絵画、図形又は彫刻の特徴を有する場合にのみ、その限度において絵画、図形又は彫刻の著作物として扱われる。

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問44

日本にあるX社の法務部の部員甲と部長乙が、米国著作権法における著作権の登録について会話をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではないものとする。

乙 「米国では著作権の保護要件として登録は必要とされていませんが、登録にはどのような意味がありますか。」

甲の発言1 「登録が民事訴訟提起の前提条件となっているため、登録をしない限り、原則として、著作権侵害の民事訴訟を提起することはできません。」

乙 「そうしますと、わが社の日本の著作物について、米国で著作権侵害の民事訴訟を提起するためには、登録をしなければいけないということですか。」

甲の発言2 「外国の著作物については、著作権侵害の民事訴訟を提起するために登録は要件となっていないので、民事訴訟提起のために登録をすることは不要です。」

乙 「登録には何かメリットがありますか。」

甲の発言3 「登録することにより、登録の発効日後に開始された侵害について法定損害賠償や弁護士報酬を請求することが可能になるというメリットがあります。」

乙 「実際に裁判になった場合、登録の証明書は、立証などで有利になりますか。」

甲の発言4 「登録の時期にかかわらず、登録の証明書によって、立証上、特別有利な取扱を受けることはありません。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第36回1級(コンテンツ専門業務)学科試験】

問45

X社の法務部の部員甲は、同僚乙に、ベルヌ条約、万国著作権条約及びTRIPS協定の特色について質問をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「ベルヌ条約の特色と万国著作権条約の特色について、どのような違いがありますか。」

乙の発言1 「ベルヌ条約では無方式主義を採用していますが、万国著作権条約は方式主義を採用しているという特色の違いがあります。」

甲 「他には何かありますか。」

乙の発言2 「ベルヌ条約では遡及効を有さないため、条約発効後に発行又は創作された著作物にのみ条約が適用されます。これに対し、万国著作権条約は遡及効を有するため、条約発効前に発行又は創作された著作物でも、保護期間内のものであれば条約が適用されるという特色の違いがあります。」

甲 「TRIPS協定上、著作物等の保護にはどのような特色がありますか。」

乙の発言3 「コンピュータ・プログラム及びデータの編集物、映画の著作物の保護に加え、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護について規定しているという特色があります。」

甲 「他には何かありますか。」

乙の発言4 「ベルヌ条約や万国著作権条約で規定されている内国民待遇に加え、最恵国待遇についても規定されているという特色があります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第36回知的財産管理技能検定】

【1級学科】※コンテンツ専門業務

番号 正解

- 問1 ウ
- 問2 ウ
- 問3 イ
- 問4 ウ
- 問5 イ
- 問6 ア
- 問7 ウ
- 問8 ア
- 問9 ア
- 問10 エ
- 問11 イ
- 問12 ア
- 問13 ウ
- 問14 エ
- 問15 ウ
- 問16 イ
- 問17 ア
- 問18 エ
- 問19 ウ
- 問20 ア
- 問21 ウ
- 問22 エ
- 問23 ア
- 問24 ウ
- 問25 エ
- 問26 イ
- 問27 ウ
- 問28 イ
- 問29 イ
- 問30 ア
- 問31 エ
- 問32 エ
- 問33 イ
- 問34 ア
- 問35 ウ
- 問36 イ
- 問37 エ
- 問38 ウ
- 問39 ウ
- 問40 イ
- 問41 ウ
- 問42 エ
- 問43 エ
- 問44 エ
- 問45 イ